

特別回報

組合員各位

保険契約規程一部改定のご案内

2019 年 11 月 26 日付特別回報第 19-012 号「第 602 回理事会結果のご報告」にて概要をお知らせいたしましたとおり、保険契約規程の一部を改定し、2020 年 2 月 20 日（2020 保険年度）より実施することといたしましたので、改めて下記のとおりご案内申し上げます。また、特約及び特別条項の一部改定につきましても併せてご案内申し上げます。改定文言の詳細につきましては、添付の新旧対照表をご参照ください。

記

1. 保険契約規程の一部改定

第 17 条（堪航性等の確保）第 2 項変更

現行の規定では、加入船舶の管理及び堪航性に関する検査の結果、検査機関による勧告がなされた場合、勧告された修理等の実施を組合員に義務付けていますが、修理等の実施期間については定めがありません。実務上の取り扱いに即して、ただちに、または諸事情を勘案した上で組合が指定する期間内に当該修理等を実施しなければならないことを明記しました。

第 24 条（財物等に関する責任及び費用）第 3 号変更

「控除」を「充当」に変更し、文言を整理しました。

第 26 条（曳航に関する責任）第 1 項変更

本条における「保険金額の定めのある保険契約」とは「内航船保険契約」を指すものであることから、文言を整理しました。

第 29 条（積荷に関する責任及び費用）第 2 項第 2 号変更

組合員が運送契約からの逸脱を含む離路を行い、その結果、運送契約で認められる免責や責任制限の権利を援用できなくなった場合、組合員の離路による責任及び費用はてん補されません。組合員の行為が離路とみなし得るか否かを適宜判断し、必要に応じて追加保険の手配等の対応を取ることができるように実務にあわせて規定を整備しました。

第 30 条（共同海損）第 1 号変更

法律上回収不能となった荷主、その他の利害関係者の共同海損分担額のでん補に際しては、保険契約規程第 29 条（積荷に関する責任及び費用）に定める責任等に関する保険契約を締結していることを条件としています。当該条件の適用は、回収不能となった荷主の共同海損分担額のでん補に限定され、用船者等のその他の利害関係者の共同海損分担額（例：用船者所有の燃料油やコンテナについての分担額）のでん補には適用しないことを明確にしました。

第 34 条（免責金額）第 2 項変更

第 32 条（責任防衛等のための費用）第 1 号に定める「弁護士及び鑑定人等の費用並びに訴訟に関する

諸費用」及び第 37 条（てん補責任の制限）に定める「責任制限額が適用される場合」には原則として免責金額を適用しませんが、組合員との合意によりこれらについても免責金額の適用を可能にするべくただし書きを加えました。

第 35 条（一般除外規定）第 1 項第 7 号、第 8 号変更、第 13 号、第 14 号新設、第 2 項第 6 号改定
国際 P&I グループ・プール協定の改定に伴う規定の変更です。プール協定上てん補除外となる特殊作業を整理するとともに、宿泊施設としての加入船舶上で生じた責任及び費用並びに娯楽施設として恒常的に停泊している加入船舶上で生じた責任及び費用に関する規定を新設しました。また、条約の和文名称を修正しました。

第 46 条（保険金の回収）新設

第 45 条（保険金支払による権利の移転）第 1 項に従い組合が組合員の権利を取得し、同権利に基づき組合が第三者への求償権を行使し、保険金を回収した場合、同回収金はてん補金に充当することを明記するものです。また、組合員が第三者から回収した場合には、てん補金相当の回収金を組合に支払うことを明記するものです。

2. 特約及び特別条項の一部改定

特約 VI. 運送人責任保険特約 第 1 条（特約の締結）第 1 項変更

保険契約規程第 29 条第 2 項第 2 号の変更とあわせるものです。

内航曳航特別条項 第 1 条（加入船舶による曳航）第 1 項、第 2 条（他船による加入船舶の曳航）第 1 項変更

保険契約規程第 26 条第 1 項変更と同様の文言の整理です。

内航押航特別条項 第 1 条（てん補の範囲）第 1 項変更

保険契約規程第 26 条第 1 項変更と同様の文言の整理です。

内航ハーバータグ特別条項 第 1 条（てん補の範囲）変更

保険契約規程第 26 条第 1 項変更と同様の文言の整理です。

内航特殊作業船特別条項 第 1 条（てん補の範囲）変更、第 2 条（てん補の制限）削除

組合員のニーズに応じて追加保険の手配等の柔軟な対応ができるようにするための規定の整備です。

P&I 戦争危険特別条項 第 2 条

国際 P&I グループで共同手配している超過額 P&I 戦争保険の条件変更を反映した規定の改定です。

2020 保険年度のカバー条件は、保険金額（米貨 5 億ドル）を含め、2019 保険年度とほぼ同じですが、超過額の定義が変更されます。これまでは、(a)加入船舶の適正な保険価額（当該船舶の適正な保険価額が米貨 1 億ドルを超える場合は、米貨 1 億ドルとみなす。）、又は(b)加入船舶の船舶戦争保険者からの回収可能額、いずれか高い方の米貨相当額を超える部分を対象としていました。2020 保険年度より、加入船舶の適正な保険価額の上限が、米貨 1 億ドルから米貨 5 億ドルへ変更されます。

制裁対象航海特別条項 第 2 条第 4 号変更

条約の名称を修正しました。

なお、2020 保険年度の保険契約規程の冊子は、本年 2 月上旬にお届けする予定です。

以上

添付資料： 新旧対照表（保険契約規程）
 新旧対照表（特約及び特別条項）

保険契約規程 新旧対照表

旧	新	改定理由等
<p>第17条（堪航性等の確保）</p> <p>2 組合員は、検査の結果、検査機関による勧告がなされた場合には、勧告された修理等を実施しなければならない。組合員が勧告された修理等を実施しないときは、組合は、当該加入船舶の保険契約を解約し、又はこの勧告後に当該勧告による修理等を怠ったことに起因する損害及び費用のてん補を拒否し、若しくはてん補額を減額することができる。</p>	<p>第17条（堪航性等の確保）</p> <p>2 組合員は、<u>前項</u>の検査の結果、検査機関による勧告がなされた場合には、<u>ただちに又は組合が指定する期間内に</u>勧告された修理等を実施しなければならない。組合員が勧告された修理等を実施しないときは、組合は、当該加入船舶の保険契約を解約し、又はこの勧告後に当該勧告による修理等を怠ったことに起因する損害及び費用のてん補を拒否し、若しくはてん補額を減額することができる。</p>	<p>実務に合わせて規定を整備するもの。</p>
<p>第 24 条（財物等に関する責任及び費用）</p> <p>(3)（船骸撤去等の費用）</p> <p>加入船舶の船骸、燃料、積荷及びその他財物の引揚げ、移動、撤去及び破壊並びに灯火・標識等の設置につき法令その他により負担した責任（加入船舶以外の船舶等につき負担したこれらの責任を含む。）及び費用。ただし、これらの責任及び費用についてはあらかじめ組合の承認を得なければならず、また回収された船骸、積荷又はその他財物の代価はてん補金より控除する。</p>	<p>第 24 条（財物等に関する責任及び費用）</p> <p>(3)（船骸撤去等の費用）</p> <p>加入船舶の船骸、燃料、積荷及びその他財物の引揚げ、移動、撤去及び破壊並びに灯火・標識等の設置につき法令その他により負担した責任（加入船舶以外の船舶等につき負担したこれらの責任を含む。）及び費用。ただし、これらの責任及び費用についてはあらかじめ組合の承認を得なければならず、また回収された船骸、積荷又はその他財物の代価はてん補金に<u>充当</u>する。</p>	<p>文言の整備。</p>
<p>第 26 条（曳航に関する責任）</p> <p>1 組合は、加入船舶の曳航又は加入船舶による他船その他の被曳航物（以下、本条において「被曳船」と総称する。）の曳航に関して生じた損害について組合員が負う責任及び費用を次に定めるところによりてん補する。ただし、<u>保険金額の定めのある</u>保険契約を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において曳航し又は曳航される場合は、組合が別に定めるところによる。</p> <p>組合員が曳航に関して負う責任及び費用についてのてん補の対象は、第19条（船員に関する責任及び費用）から第31条（過怠金）までに掲げる責任及び費用であり、かつ、第1号又は第2号の要件を満たすと組合が認めたものとする。</p>	<p>第26条（曳航に関する責任）</p> <p>1 組合は、加入船舶の曳航又は加入船舶による他船その他の被曳航物（以下、本条において「被曳船」と総称する。）の曳航に関して生じた損害について組合員が負う責任及び費用を次に定めるところによりてん補する。ただし、<u>加入船舶が内航船である保険契約（以下「内航船保険契約」という。）</u>を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において曳航し又は曳航される場合は、組合が別に定めるところによる。</p> <p>組合員が曳航に関して負う責任及び費用についてのてん補の対象は、第19条（船員に関する責任及び費用）から第31条（過怠金）までに掲げる責任及び費用であり、かつ、第1号又は第2号の要件を満たすと組合が認めたものとする。</p>	<p>文言の整備。</p>

<p>第 29 条 (積荷に関する責任及び費用)</p> <p>2 組合は、前項の定めにかかわらず、次に掲げる責任及び費用をてん補しない。</p> <p>(2) 離路 (運送契約からの逸脱を含む。) による責任及び費用。ただし、組合員が離路を知った後、ただちに組合に通知しその承認を得た場合、若しくは組合があらゆる状況により判断して特にてん補することが相当であると認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>第 29 条 (積荷に関する責任及び費用)</p> <p>2 組合は、前項の定めにかかわらず、次に掲げる責任及び費用をてん補しない。</p> <p>(2) 離路 (運送契約からの逸脱を含む。) による責任及び費用。ただし、<u>組合員が離路を行う前に若しくは離路を知った後ただちに</u>組合に通知しその承認を得た場合、<u>又は</u>組合があらゆる状況により判断して特にてん補することが相当であると認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>実務にあわせて規定を整備するもの。</p>
<p>第 30 条 (共同海損)</p> <p>組合は、共同海損分担額について、組合員が負う次に掲げる費用をてん補する。</p> <p>(1) (回収不能の共同海損の積荷等の分担額)</p> <p>共同海損、特別費用及び救助費であって、組合員の運送契約違反により法律上回収不能となった荷主その他の利害関係者の分担額。ただし、第 29 条 (積荷に関する責任及び費用) に定める責任等に関する保険契約を締結している場合に限るものとし、同条第 2 項の規定を適用する。</p>	<p>第 30 条 (共同海損)</p> <p>組合は、共同海損分担額について、組合員が負う次に掲げる費用をてん補する。</p> <p>(1) (回収不能の共同海損の積荷等の分担額)</p> <p>共同海損、特別費用及び救助費であって、組合員の運送契約違反により法律上回収不能となった荷主その他の利害関係者の分担額。ただし、<u>回収不能となった荷主の分担額のてん補については</u>第 29 条 (積荷に関する責任及び費用) に定める責任等に関する保険契約を締結している場合に限るものとし、同条第 2 項の規定を適用する。</p>	<p>共同海損分担金のうち、法律上回収不能となった荷主の分担額のてん補についてのみ第 29 条に定める責任等に関する保険契約の締結を条件とし、その他の利害関係者の分担額 (例：回収不能となった用船者所有の燃料油やコンテナについての用船者の分担額) のてん補には当該条件は適用しないことを明確化するもの。</p>
<p>第34条 (免責金額)</p> <p>2 前項の規定は、第32条 (責任防衛等のための費用) 第1号及び第37条 (てん補責任の制限) (責任制限額が適用される場合に限る。) の規定に基づき組合が保険金を支払う場合には適用しない。</p>	<p>第34条 (免責金額)</p> <p>2 前項の規定は、第32条 (責任防衛等のための費用) 第1号及び第37条 (てん補責任の制限) (責任制限額が適用される場合に限る。) の規定に基づき組合が保険金を支払う場合には適用しない。<u>ただし、あらかじめ組合と組合員との間で別段の合意をした場合はこの限りではない。</u></p>	<p>柔軟な対応を可能にするための規定の改定。</p>
<p>第35条 (一般除外規定)</p> <p>1 組合は、次に掲げる損害及び費用をてん補しない。</p> <p>(7) 次に掲げる損害及び費用。</p> <p>イ 油又はガスの探査又は生産に関して、掘削作業を行うことを目的として建造又は改造された加入船舶による損害及び費用。</p> <p>ロ 油又はガスの探査又は生産に</p>	<p>第 35 条 (一般除外規定)</p> <p>1 組合は、次に掲げる損害及び費用をてん補しない。</p> <p>(7) 次に掲げる損害及び費用。</p> <p>イ 油又はガスの探査又は生産に関する掘削作業を行うことを目的として建造又は改造された加入船舶による損害及び費用。</p> <p>ロ <u>加入船舶が、</u>油又はガスの探査</p>	<p>プール協定の改定に伴い、てん補除外される特殊作業を整理し、新たに第 13 号及び第 14 号として規定するもの。</p>

<p>関して、掘削又は生産作業を行っている加入船舶（当該作業に不可欠な部分として係留又は設置された宿泊施設を含む。）により生じた損害及び費用で、当該作業から生じた又は当該作業中に生じたものに限る。</p> <p>なお、上記ロにおいて、加入船舶が油の貯蔵に従事する貯蔵タンカー又はその他の船舶（以下、本号において「貯蔵船」と総称する。）で、以下のいずれかに該当する場合、当該船舶は生産作業を行っているものと見なされる。</p> <p>i) 油が直接油井から貯蔵船に移送される場合</p> <p>ii) 貯蔵船が油とガスの分離設備を有しており、ガスが貯蔵船上で油から分離されている場合（自然放出を除く。）</p> <p>油又はガスの生産に関する生産作業を実施するために使用される加入船舶については、加入船舶が契約に基づき直接的又は間接的に油井に接続したときから最終的に契約に基づき油井から分離するまで本号の除外規定を適用する。</p> <p>ただし、あらかじめ組合との間で特別な合意がなされている場合はこの限りではない。</p> <p>(8) 浚渫、爆破、杭打、掘削、ケーブル・パイプ敷設、建設、設置・管理作業、採掘調査、土砂廃棄、専門業者としての汚濁処理あるいは汚濁対応訓練及び加入船舶以外でのタンククリーニング等の特殊作業（消火作業は除く。）によって生じた損害及び費用。ただし、あらかじめ組合との間で特別な合意がなされている場合並びに次に掲げる事由によって生じた損害及び費用はこの限りでない。</p> <p>イ 加入船舶上の人の死傷</p> <p>ロ 加入船舶の船骸撤去</p> <p>ハ 加入船舶からの油濁（おそれを含む。）</p>	<p>又は生産に関する掘削又は生産作業を行ったことにより生じた損害及び費用で、当該作業に起因して又は当該作業中に生じたもの。</p> <p>なお、上記ロにおいて、加入船舶が油の貯蔵に従事する貯蔵タンカー又はその他の船舶（以下、本号において「貯蔵船」と総称する。）で、以下のいずれかに該当する場合、当該船舶は生産作業を行っているものと見なされる。</p> <p>i) 油が直接油井から貯蔵船に移送される場合</p> <p>ii) 貯蔵船が油とガスの分離設備を有しており、ガスが貯蔵船上で油から分離されている場合（自然放出を除く。）</p> <p>油又はガスの生産に関する生産作業を実施するために使用される加入船舶については、加入船舶が契約に基づき直接的又は間接的に油井に接続したときから最終的に契約に基づき油井から分離するまで本号の除外規定を適用する。</p> <p>ただし、あらかじめ組合との間で特別な合意がなされている場合はこの限りではない。</p> <p>(8) 浚渫、爆破、杭打、<u>坑井介入</u>、ケーブル・パイプ敷設、建設、設置・管理作業、採掘調査、<u>浚渫土砂等の海洋投入、発電、撤収その他組合が定めた特殊作業中に以下に掲げる事由により生じた責任及び費用。</u></p> <p><u>イ 当該作業の当事者又は第三者からの当該作業の特殊性に関する損害賠償請求</u></p> <p><u>ロ 当該作業の不履行又は適切性</u></p> <p><u>ハ 当該作業対象物の損害</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる責任及び費用についてはこの限りでない。</u></p> <p>i) 加入船舶上の人の死傷</p> <p>ii) 加入船舶の船骸撤去</p> <p>iii) 加入船舶からの油濁（おそれを含む。）</p> <p><u>なお、あらかじめ組合との間で特別な合意がなされている場合には、本号は適用されない。</u></p>	<p>プール協定の改定に伴い、てん補除外される特殊作業を修正するもの。</p>
---	---	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 組合は、本条第1項第2号及び第3号に規定する戦争危険及び原子力危険に関する損害及び費用の除外規定にかかわらず、組合員のために発行又は提供した次の保障契約（ブルーカード）又は保証等に基づき生じる責任又は費用を組合員を代理して支払う。</p> <p>(6) 2007年の「<u>海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約（船骸撤去条約）</u>」第12条に従って組合が発行した保障契約（ブルーカード）</p>	<p>(13) <u>宿泊施設としての加入船舶上で生じた、組合員以外の者が雇用する人（船員以外）に関する責任及び費用で、以下のいずれかに該当する場合。</u></p> <p><u>イ 当該船舶が、油又はガスの生産又は探査施設から500メートル以内に係留又は錨泊している場合</u></p> <p><u>ロ 組合員と当該船員以外の者の雇用主との間に、組合が承認したリスク分担に関する合意がない場合</u></p> <p>(14) <u>加入船舶が恒常的に停泊し、ホテル、レストラン、バー等の娯楽施設として開放されている状態で生じた加入船舶の乗客及び配膳スタッフに関する責任及び費用。</u></p> <p>2 組合は、本条第1項第2号及び第3号に規定する戦争危険及び原子力危険に関する損害及び費用の除外規定にかかわらず、組合員のために発行又は提供した次の保障契約（ブルーカード）又は保証等に基づき生じる責任又は費用を組合員を代理して支払う。</p> <p>(6) 2007年の「<u>難破物の除去に関するナイロビ国際条約（難破物除去ナイロビ条約）</u>」第12条に従って組合が発行した保障契約（ブルーカード）</p>	<p>条約名称の修正。</p>
<p>新設</p>	<p><u>第46条（保険金の回収）</u></p> <p><u>1 組合が前条の規定に基づいて第三者から損害賠償金及び費用の全部又は一部を回収した場合には、組合がてん補した金額を上限として、てん補金に充当する。ただし、回収金がてん補額を超える場合、組合員に返戻する。</u></p> <p><u>2 組合員が第三者から回収した場合においても前項と同一に取り扱うものとし、組合員は充当されたてん補額に相当する回収金を組合に支払うものとする。</u></p>	<p>実務上合意されてきた慣例に合わせて規定を整備するもの。</p>
<p>第46条（仲 裁）</p> <p>保険契約に関し、組合と組合員との間に紛争が生じたときは、当事者は一般社団法人日本海運集会所の仲裁に付し、その仲裁判断をもって最終決定とする。ただし、当事者の合意がある場合は、ロンドン海事仲裁人協会登録の海事仲裁人による仲裁に付すことができる。</p>	<p>第47条（仲 裁）</p> <p>保険契約に関し、組合と組合員との間に紛争が生じたときは、当事者は一般社団法人日本海運集会所の仲裁に付し、その仲裁判断をもって最終決定とする。ただし、当事者の合意がある場合は、ロンドン海事仲裁人協会登録の海事仲裁人による仲裁に付すことができる。</p>	

<p>第 47 条 (準拠法) この契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。</p>	<p>第48条 (準拠法) この契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。</p>	
---	---	--

新旧対照表（特約及び特別条項）

旧	新	改定理由等
<p>VI. 運送人責任保険特約</p> <p>第1条（特約の締結）</p> <p>1 本特約を締結しようとする者は、第2条各号に掲げるいずれかの責任について、当該責任の発生原因となる行為をなす前に（ただし、離路（運送契約からの逸脱を含む。）に関しては離路を知った後ただちに）組合に通知し、本特約の締結の承認を得た上で、所定の申込書に本特約の目的である船舶（以下本特約において「加入船舶」という。）その他所定の事項を記載し、署名又は記名なつ印して組合に申し込み、保険料の全部を払い込まなければならない。組合が本特約の締結を承認し、保険料の全部の払込みが行われた時、本特約は効力を生じる。</p>	<p>VI. 運送人責任保険特約</p> <p>第1条（特約の締結）</p> <p>1 本特約を締結しようとする者は、第2条各号に掲げるいずれかの責任について、当該責任の発生原因となる行為をなす前に（ただし、離路（運送契約からの逸脱を含む。）に関しては、組合員が離路を行う前に若しくは離路を知った後ただちに）組合に通知し、本特約の締結の承認を得た上で、所定の申込書に本特約の目的である船舶（以下本特約において「加入船舶」という。）その他所定の事項を記載し、署名又は記名なつ印して組合に申し込み、保険料の全部を払い込まなければならない。組合が本特約の締結を承認し、保険料の全部の払込みが行われた時、本特約は効力を生じる。</p>	<p>実務に合わせて規定を整備するもの。</p>

旧	新	改定理由等
<p>内航曳航特別条項</p> <p>第1条（加入船舶による曳航）</p> <p>1 組合は、<u>保険金額の定めのある</u>保険契約を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において他船又はその他の被曳航物（以下、「被曳航物等」という。）を曳航（横抱き状態等を含む。）する場合に、曳航作業が開始された時から終了する時まで発生した当該加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。ただし、標準的な曳航条件に比し加入船舶の責任が加重されている場合は、曳航条件の内容を申し出てあらかじめ組合の承認を受けなければならない。組合は、その承認にあたり保険料及びてん補の範囲につき条件を付すことができる。</p> <p>なお、加入船舶が他船の出入港又は港内での移動のための補助作業を行う場合は、この特別条項の規定によらず別に定めるハーバータグ特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>内航曳航特別条項</p> <p>第1条（加入船舶による曳航）</p> <p>1 組合は、内航船保険契約を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において他船又はその他の被曳航物（以下、「被曳航物等」という。）を曳航（横抱き状態等を含む。）する場合に、曳航作業が開始された時から終了する時まで発生した当該加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。ただし、標準的な曳航条件に比し加入船舶の責任が加重されている場合は、曳航条件の内容を申し出てあらかじめ組合の承認を受けなければならない。組合は、その承認にあたり保険料及びてん補の範囲につき条件を付すことができる。</p> <p>なお、加入船舶が他船の出入港又は港内での移動のための補助作業を行う場合は、この特別条項の規定によらず別に定めるハーバータグ特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>文言の整備</p>

<p>第2条（他船による加入船舶の曳航）</p> <p>1 組合は、<u>保険金額の定めのある</u>保険契約を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において他船により曳航（横抱き状態等を含む。）される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時まで発生した当該加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。ただし、標準的な曳航条件に比し加入船舶の責任が加重されている場合は、曳航条件の内容を申し出てあらかじめ組合の承認を受けなければならない。組合は、その承認にあたり保険料及びてん補の範囲につき条件を付すことができる。</p>	<p>第2条（他船による加入船舶の曳航）</p> <p>1 組合は、<u>内航船</u>保険契約を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において他船により曳航（横抱き状態等を含む。）される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時まで発生した当該加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。ただし、標準的な曳航条件に比し加入船舶の責任が加重されている場合は、曳航条件の内容を申し出てあらかじめ組合の承認を受けなければならない。組合は、その承認にあたり保険料及びてん補の範囲につき条件を付すことができる。</p>	<p>文言の整備。</p>
---	--	---------------

旧	新	改定理由等
<p>内航押航特別条項</p> <p>第1条（てん補の範囲）</p> <p>1 組合は、<u>保険金額の定めのある</u>保険契約を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において他船又はその他の被押航物を押航する場合に、加入船舶と押航のためそれに連結されている船舶（以下、「連結船」という。）の運航に伴って発生した当該加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>内航押航特別条項</p> <p>第1条（てん補の範囲）</p> <p>1 組合は、<u>内航船</u>保険契約を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において他船又はその他の被押航物を押航する場合に、加入船舶と押航のためそれに連結されている船舶（以下、「連結船」という。）の運航に伴って発生した当該加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>文言の整備。</p>

旧	新	改定理由等
<p>内航ハーバータグ特別条項</p> <p>第1条（てん補の範囲）</p> <p>組合は、<u>保険金額の定めのある</u>保険契約を締結している加入船舶で日本の港において他船の出入港又は港内での移動のための補助作業を行う曳船として曳航作業が開始された時から終了する時までの曳航作業において発生した保険契約規程第2章に規定するものうち保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>内航ハーバータグ特別条項</p> <p>第1条（てん補の範囲）</p> <p>組合は、<u>内航船</u>保険契約を締結している加入船舶で日本の港において他船の出入港又は港内での移動のための補助作業を行う曳船として曳航作業が開始された時から終了する時までの曳航作業において発生した保険契約規程第2章に規定するものうち保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>文言の整備。</p>

旧	新	改定理由等
<p>内航特殊作業船特別条項</p> <p>第1条（てん補の範囲） 組合は、<u>保険金額の定めのある</u>保険契約を締結している加入船舶で日本の各港間もしくは湖、河川又は港内のみを航行する特殊作業船（自航・非自航を問わない。）の運航に伴って発生した保険契約規程第2章に規定するものうち<u>保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従っててん補する。ただし、当該船舶の工事・作業遂行中に発生した損害及び費用については、次に掲げる責任及び費用をてん補する。</u></p> <p>(1) 加入船舶の船員に生じた死傷等に関する責任及び費用。ただし、船員については、船員保険、その他法令により担保する保険への加入を義務づけられている場合は、当該保険の付保の有無にかかわらず、その保険給付の対象となる部分についてはてん補しない。</p> <p>(2) 加入船舶の船骸、燃料及びその他財物の引揚げ、移動、撤去及び破壊並びに灯火・標識等の設置に関する責任及び費用</p> <p>(3) 加入船舶よりの積荷油、燃料油及びその他物質の流出、排出又はそれらの防止に関する責任及び費用</p> <p>第2条（てん補の制限） 組合は、特殊作業船の工事・作業中に発生した損害及び費用に関し、いかなる場合でも次に掲げる責任及び費用についてはてん補しない。</p> <p>(1) 工事・作業現場において加入船舶の工事・作業遂行に伴って工事対象物及びその付帯関連物・施設に与えた損害に関する責任及び費用</p> <p>(2) 工事・作業の請負人として組合員が負う担保責任及び仕事完成義務から生じる責任及び費用</p> <p>(3) 工事・作業の請負契約の特約で組合員に加重された責任及び費用</p> <p>(4) 工事・作業の請負契約の解約に伴って発生した損害に関する責任及び費用</p> <p>第3条（対象船舶） この特別条項でいう特殊作業船とは、浚渫、吊り上（下）げ、杭打、揚土、砕岩、探鉱、爆破、ケーブル・パイプ敷設、掘</p>	<p>内航特殊作業船特別条項</p> <p>第1条（てん補の範囲） 組合は、<u>内航船</u>保険契約を締結している加入船舶で日本の各港間もしくは湖、河川又は港内のみを航行する特殊作業船（自航・非自航を問わない。）の<u>工事・作業遂行中に発生した損害及び費用については、次に掲げるものを除きてん補しない。ただし、あらかじめ組合と組合員との間で別段の合意をした場合はこの限りではない。</u></p> <p>(1) 加入船舶の船員に生じた死傷等に関する責任及び費用。ただし、船員については、船員保険、その他法令により担保する保険への加入を義務づけられている場合は、当該保険の付保の有無にかかわらず、その保険給付の対象となる部分についてはてん補しない。</p> <p>(2) 加入船舶の船骸、燃料及びその他財物の引揚げ、移動、撤去及び破壊並びに灯火・標識等の設置に関する責任及び費用</p> <p>(3) 加入船舶よりの積荷油、燃料油及びその他物質の流出、排出又はそれらの防止に関する責任及び費用 <u>なお、加入船舶の工事・作業以外の運航に伴って発生した損害及び費用については、保険契約規程第2章に従っててん補する。</u></p> <p>第2条（てん補の制限） 削除</p> <p>第2条（対象船舶） この特別条項でいう特殊作業船とは、浚渫、吊り上（下）げ、杭打、揚土、砕岩、探鉱、爆破、ケーブル・パイプ敷設、掘</p>	<p>柔軟な対応を可能にする規定の改定。</p>

削、地質調査、海洋開発、廃棄物の焼却、潜水等の特殊作業を行う船舶をいう。	削、地質調査、海洋開発、廃棄物の焼却、潜水等の特殊作業を行う船舶をいう。	
第4条（保険契約規程との関係） この特別条項に規定のない事項については、保険契約規程の規定を適用する。	第3条（保険契約規程との関係） この特別条項に規定のない事項については、保険契約規程の規定を適用する。	

旧	新	改定理由等
P&I 戦争危険特別条項 第2条 本特別条項によるてん補は、保険契約規程第35条第3項第2号に規定された加入船舶の適正な保険価額(当該船舶の適正な保険価額が米貨 1 億ドルを超える場合は、米貨 1 億ドルとみなす。)、又は加入船舶の船舶戦争保険者からの回収可能額のいずれか高い方の米貨相当額を超える部分を対象とする。ただし、本超過規定は、用船者責任保険特約による場合は適用されない。又、組合は、その裁量により、判断理由を開示することなく、前記の超過額部分の損害の一部又は全部の支払いを認めることができる。	P&I 戦争危険特別条項 第2条 本特別条項によるてん補は、保険契約規程第35条第3項第2号に規定された加入船舶の適正な保険価額(当該船舶の適正な保険価額が米貨 5 億ドルを超える場合は、米貨 5 億ドルとみなす。)、又は加入船舶の船舶戦争保険者からの回収可能額のいずれか高い方の米貨相当額を超える部分を対象とする。ただし、本超過規定は、用船者責任保険特約による場合は適用されない。又、組合は、その裁量により、判断理由を開示することなく、前記の超過額部分の損害の一部又は全部の支払いを認めることができる。	国際 P&I グループで共同手配している超過額 P&I 戦争保険の条件変更を反映した規定の改定。

旧	新	改定理由等
制裁対象航海特別条項 第2条 組合員が前条に規定する事前申告もしくは確約書の提出を怠ったときは、組合は次に掲げる保障契約（ブルーカード）を取り下げることができる。 (4) 2007 年の「 <u>海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約(船骸撤去条約)</u> 」第 12 条に従って組合が発行した保障契約（ブルーカード）	制裁対象航海特別条項 第2条 組合員が前条に規定する事前申告もしくは確約書の提出を怠ったときは、組合は次に掲げる保障契約（ブルーカード）を取り下げることができる。 (4) 2007 年の「 <u>難破物の除去に関するナイロビ国際条約(難破物除去ナイロビ条約)</u> 」第 12 条に従って組合が発行した保障契約（ブルーカード）	名称の修正。